

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	① (付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1 (付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ ※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
消費税額	② (付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑮欄へ		※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑯欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	③ (付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ		※付表5-1の②E欄へ ※第一表の③欄へ	
控除額	控除対象仕入税額 ④ (付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)		(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤ (付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ		※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑰欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥ (付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 ⑦ (付表4-2の⑦X欄の金額) (④+⑤+⑥)			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ		※①E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ		※②E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩	/		/		※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
標準となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪ (付表4-2の⑩X欄の金額)	/		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫ (付表4-2の⑪X欄の金額)	/		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)	/		※第二表の⑳欄へ(注3) ※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑳欄へ	
譲渡割額	還付額 ⑭ (付表4-2の⑭X欄の金額)	/		(⑩E欄×22/78)(注3)	
	納税額 ⑮ (付表4-2の⑮X欄の金額)	/		(⑫E欄×22/78)(注3)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯	/		/		※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑩E欄-⑩E欄」がマイナスの場合
 ⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑩E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑫E欄-⑫E欄」がプラスの場合
 ⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑮E欄に「⑫E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑭E欄の記載は不要)。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

(1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

なお、旧税率が適用された取引がない場合（X欄に記載すべき金額がない場合）で、かつ、「⑫E欄－⑪E欄」がプラスの場合には、⑬E欄においては、100円未満の端数は切り捨てます。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合は、付表4-2を作成してからこの付表を作成します。